

独立行政法人日本学生支援機構
令和7年度契約監視委員会 議事概要

1. 日時

令和7年5月28日（水）10：00～12：00

2. 場所

日本学生支援機構東銀座事務所 8階 第一会議室

3. 出席者（委員（敬称略））

小林 克典（麹町・はるパートナーズ法律事務所 弁護士）

猿渡 政範（元千葉大学理事・事務局長）

梶間 栄一（梶間公認会計士・税理士事務所 公認会計士・税理士）

竹内 俊郎（独立行政法人日本学生支援機構 監事）

小川千恵子（独立行政法人日本学生支援機構 監事）

4. 議事

（1）審議

- ①令和6年度調達等合理化計画の自己評価（案）の点検
- ②令和7年度調達等合理化計画（案）の点検
- ③令和6年度における「競争性のない随意契約」の点検
- ④令和6年度における「一者応札・応募」の対応についての点検
- ⑤審議対象工事一覧表から選定した工事について

（2）その他

5. 議事概要

委員会の開催に当たり、蝦名理事長代理より挨拶を行った。

（審議事項）

① 令和6年度調達等合理化計画の自己評価（案）の点検

「令和6年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」に対する実績を報告し、自己評価（案）について審議を行い、原案のとおり承認された。

（主な意見等）

- ・ 監査部門での点検内容はどのようなものか。
- ・ 不祥事発生防止のための取組みとしての、「各職員による相互確認」とはどのようなものか。
- ・ 他法人において発生した事例の調査・検証は引き続き定期的に行っていただきたい。

②令和7年度調達等合理化計画（案）の点検

機構が策定した調達等合理化計画（案）について審議を行い、原案のとおり承認さ

れた。

(主な意見等)

- ・会計コンプライアンス研修は全職員に毎年行っているのか。また、内容は更新しているのか。

③令和6年度における「競争性のない随意契約」の点検

令和6年度に締結された「競争性のない随意契約」70件について、契約理由が妥当なものであるか、令和7年度以降の見直し計画において、適当とする契約方式及びその理由について審議が行われた。

審議の結果、令和6年度における「競争性のない随意契約」70件については、真にやむを得ないものであると認められた。

(主な意見等)

- ・外国における契約の見積もりは外貨で行うのか。

④令和6年度における「一者応札・応募」の対応についての点検

令和6年度における「一者応札・応募」件について、「一者応札・応募」となったと考えられる要因及び改善に向けた具体的な取組を聴取し、令和7年度以降における更なる見直し等について審議が行われた。

また、2か年連続(2回連続を含む)して「一者応札・応募」となった契約が40件あり、これらについては、「一者応札・応募事案フォローアップ票」により審議が行われた。

新規に「一者応札・応募」となったものは、これまでの点検、見直しの観点を踏まえた入札となっており、機構において適切な取組が行われていると認められ、併せて、令和7年度以降の更なる見直し内容等についても承認された。

2か年連続して「一者応札・応募」となったものについては、令和7年度契約に向けた取組として、入札不参加の事業者から出された意見を踏まえ、公告時期の早期化、周知の工夫、仕様書の見直しを検討する等により、改善が可能な点は見直しを行うこと、等とした委員会のコメントを付して承認された。

(主な意見等)

- ・公告期間と書類提出期限とは同一なのか。
- ・調達部署においても調達の流れを十分理解し、公告期間の十分な確保に努められたい。

⑤審議対象工事について

審議対象工事(令和6年度発注分)11件の工事について概要を聴取した上で、契約監視委員会が選定した「兵庫国際交流会館直流電源装置更新工事」について、詳細な説明を受け、審議した。

(主な意見等)

- ・落札率が低いのはどのような理由によるものか。
- ・機器のメーカーの指定はあるのか。

(その他)

調達等合理化計画の自己評価（案）及び調達等合理化計画（案）において今後関係省庁等からの意見により変更する場合の取扱並びに議事概要の確認については、委員長に一任された。

以上